

令和6年11月21日

課 名：県土整備企画課
担 当：金子、秋吉
内 線：4446
直 通：092-643-3645

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置建設業者： 住所 飯塚市幸袋388
商号又は名称 有限会社大川産業
- 2 指名停止の期間：令和6年11月21日～令和7年 5月20日(6ヵ月)
- 3 事実概要：
飯塚県土整備事務所が令和6年10月24日に行った指名競争入札において、落札者とな
ったが、正当な理由なく契約を辞退したため。
- 4 指名停止の理由：
上記の事実は、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱第3条別表その
2第12号に該当する。
したがって、本件については、指名停止（6ヵ月）とするものである。

【指名停止等措置要綱 別表その2第12号該当】

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に 関し不正又は不誠実な行為をし、県発注工事の請負契約 の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ 月以上9ヵ月以内